大阪府条例第　　　号

　　　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条　職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （扶養手当）  第十三条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては、支給しない。  ２　（略）  　一―五　（略）  ３　扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万三千円、扶養親族たる父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三千五百円）とする。  ４　扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。  ５　（略）  第十三条の四　大阪府の区域若しくは第十三条の二第一項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署（以下「大阪府の区域等」という。）に在勤する職員がその在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同条第二項各号に掲げる割合をいう。以下「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同項各号に掲げる割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき（異動等後の支給割合が百分の十一・八未満である場合に限る。）、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは公署が大阪府の区域等に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定により地域手当を支給される期間を除き、第十三条の二の規定にかかわらず、当該異動等の日から三年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下同じ。）、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から三年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は公署を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。  　一・二　（略）  　三　当該異動等の日から同日以後三年を経過する日までの期間（前二号に掲げる期間を除く。）　異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が百分の十一・八を超える場合にあつては、百分の十一・八）に百分の六十を乗じて得た割合  （住居手当）  第十三条の五　（略）  　一　（略）  　二　第十四条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（府から貸与された公舎又は宅舎その他の人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払つているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの  ２・３　（略）  （通勤手当）  第十四条　（略）  ２　（略）  　一　前項第一号に掲げる職員　人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。  　二　（略）  　三　前項第三号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額、第一号に定める額又は前号に定める額  ３　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  　一　新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当　支給対象期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）  　二　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額  ４　前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。  ５　運賃等相当額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第二項第二号に定める額及び特別料金等相当額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額を支給対象期間の月数で除して得た額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、十五万円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。  ６・７　（略）  （単身赴任手当）  第十四条の二　（略）  ２　（略）  ３　新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。  ４　（略）  （管理職員特別勤務手当）  第二十四条の二　（略）  ２　前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、第十一条第一項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員又は指定職給料表の適用を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後十時から翌日の午前五時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に当該職員に対して支給する。  ３　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に百分の百五十を乗じて得た額、指定職給料表の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員にあつては第一号イ又は第二号イに定める額に百分の百五十を乗じて得た額）とする。  　一　第一項に規定する場合　次に掲げる職員の区分に応じ、同項の規定による勤務一回につき、それぞれ次に定める額  　　イ・ロ　（略）  　二　前項に規定する場合　次に掲げる職員の区分に応じ、同項の規定による勤務一回につき、それぞれ次に定める額  　　イ　第十一条第一項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員　六千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額  　　ロ　指定職給料表の適用を受ける職員　イの人事委員会規則で定める額のうち最高のものに百分の百五十を乗じて得た額  ４　（略）  （特定の職員についての適用除外）  第二十五条の二　（略）  ２　（略）  ３　第十二条、第十三条及び第十七条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。  ４　第十二条、第十三条、第十三条の三から第十三条の五まで、第十四条の二及び第十七条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。 | （扶養手当）  第十三条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては、支給しない。  ２　（略）  　一　配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）  　二―六　（略）  ３　扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。  ４　扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。  ５　（略）  第十三条の四　大阪府の区域若しくは第十三条の二第一項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署（以下「大阪府の区域等」という。）に在勤する職員がその在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同条第二項各号に掲げる割合をいう。以下「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同項各号に掲げる割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき（異動等後の支給割合が百分の十一・八未満である場合に限る。）、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは公署が大阪府の区域等に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定により地域手当を支給される期間を除き、第十三条の二の規定にかかわらず、当該異動等の日から二年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下同じ。）、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は公署を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。  　一・二　（略）  （住居手当）  第十三条の五　（略）  　一　（略）  　二　第十四条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（府から貸与された公舎又は宅舎その他の人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払つているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの  ２・３　（略）  （通勤手当）  第十四条　（略）  ２　（略）  　一　前項第一号に掲げる職員　人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が五万五千円を超えるときは、五万五千円に支給対象期間の月数を乗じて得た額  　二　（略）  　三　前項第三号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額を支給対象期間の月数で除して得た額の合計額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に支給対象期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額  ３　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額（その額を支給対象期間の月数で除して得た額が二万円を超えるときは、二万円に支給対象期間の月数を乗じて得た額）及び同項の規定による額の合計額とする。  ４　前項の規定は、職員以外の地方公務員、国家公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。  ５・６　（略）  （単身赴任手当）  第十四条の二　（略）  ２　（略）  ３　職員以外の地方公務員、国家公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。  ４　（略）  （管理職員特別勤務手当）  第二十四条の二　（略）  ２　前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、第十一条第一項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に当該職員に対して支給する。  ３　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  　一　第一項に規定する場合　次に掲げる職員の区分に応じ、同項の規定による勤務一回につき、それぞれ次に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、それぞれの額に百分の百五十を乗じて得た額）  　　イ・ロ　（略）  　二　前項に規定する場合　同項の規定による勤務一回につき、六千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額  ４　（略）  （特定の職員についての適用除外）  第二十五条の二　（略）  ２　（略）  ３　第十二条、第十三条、第十三条の三から第十三条の五まで及び第十七条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。  ４　第十四条の二の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。 |
|  |  |

　　別表第二、別表第三及び別表第五を次のように改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第二条　一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （特定任期付職員の給与の特例）  第七条　（略）  ２―４　（略）  第八条　給与条例第三条から第五条まで、第八条、第十一条から第十三条まで、第十三条の五、第十八条から第十九条の二まで及び第二十四条の三の規定は、特定任期付職員には、適用しない。  ２　（略）  ３　特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号）第二条第二項及び第五項並びに第五条第二項第一号イの規定の適用については、第二条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の九十五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第七条第一項に規定する給料表」と、第五条第二項第一号イ中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」とする。  ４　（略）  （技能労務職員である特定任期付職員の給与の特例）  第九条　技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十三年大阪府条例第五号）第五条及び第七条の規定は、技能労務職員（特定地方独立行政法人の職員を除く。）である特定任期付職員には、適用しない。 | （特定任期付職員の給与の特例）  第七条　（略）  ２―４　（略）  ５　特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。  第八条　給与条例第三条から第五条まで、第八条、第十一条から第十三条まで、第十三条の五、第十八条から第十九条の二まで、第二十四条の三及び附則第十一項の規定並びに職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号）第五条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。  ２　（略）  ３　特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第七条第一項に規定する給料表」とする。  ４　（略）  （技能労務職員である特定任期付職員の給与の特例）  第九条　技能労務職員（特定地方独立行政法人の職員を除く。以下この条において同じ。）である特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。  ２　技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十三年大阪府条例第五号）第五条、第七条及び第十七条の規定は、技能労務職員である特定任期付職員には、適用しない。 |
|  |  |

（技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第三条　技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十三年大阪府条例第五号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）  第二十四条　第五条及び第十八条の規定は、地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員には、適用しない。  ２　第五条、第七条、第九条及び第十八条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。 | （定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）  第二十四条　第五条、第七条、第九条及び第十八条の規定は、地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。 |
|  |  |

（職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第四条　職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和四年大阪府条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 附　則  （定年退職者等の再任用に関する経過措置）  第三条　（略）  　一―三　（略）  　四　二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を改正法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により採用することをいう。以下同じ。）をされたことがあるもの  ２・３　（略）  第十四条　暫定再任用短時間勤務職員に対する新給与条例第二条の規定の適用については、同条中「又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第四条各項」とあるのは、「、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第四条各項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。  第十七条　新給与条例第十二条、第十三条及び第十七条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。  （職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）  第十九条　暫定再任用職員に対する第三条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第二条の規定の適用については、同条中「又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第四条各項」とあるのは、「、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第四条各項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。  （職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）  第二十一条　（略）  ２　新期末勤勉手当条例第五条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。  （技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）  第二十二条　施行日から令和十四年三月三十一日までの間における新技能労務職員条例第二十四条の規定の適用については、同条中「第二十二条の四第一項」とあるのは、「第二十二条の四第一項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。 | 附　則  （定年退職者等の再任用に関する経過措置）  第三条　（略）  　一―三　（略）  　四　二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により採用することをいう。以下同じ。）をされたことがあるもの  ２・３　（略）  第十四条　暫定再任用短時間勤務職員に対する新給与条例第二条の規定の適用については、同条中「又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第四条各項」とあるのは、「、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第四条各項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。  第十七条　新給与条例第十二条、第十三条、第十三条の三から第十三条の五まで及び第十七条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。  （職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）  第十九条　暫定再任用職員に対する第三条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第二条の規定の適用については、同条中「又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第四条各項」とあるのは、「、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第四条各項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。  （職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）  第二十一条　（略）  ２　新期末勤勉手当条例第五条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。  （技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）  第二十二条　施行日から令和十四年三月三十一日までの間における新技能労務職員条例第二十三条の規定の適用については、同条中「第二十二条の四第一項」とあるのは、「第二十二条の四第一項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。 |
|  |  |

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（号給の切替え）

２　令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例別表第二、別表第三及び別表第五の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

３　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において当該職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（特定の職員の昇給の号給数の調整）

４　令和八年一月一日以後の昇給において第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第五条第九項又は第十項の規定の適用を受ける職員の令和八年一月一日以後における同条第五項の規定により決定する昇給の号給数については、同条第九項又は第十項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

「五　身体又は精神に著しい障害のある者

六　配偶者（届出をしていないが、事実上婚

（令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置）

５　切替日から令和八年三月三十一日までの間における新給与条例第十三条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第二項中「五　身体又は精神に著

しい障害のある者」とあるのは

姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第三項中「一万三千円」とあ

るのは「一万千五百円」と、「とする」とあるのは「、前項第六号に該当する扶養親族については三千円とする」とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

６　新給与条例第十四条第四項及び第十四条の二第三項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（委任）

７　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例（第三条の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。